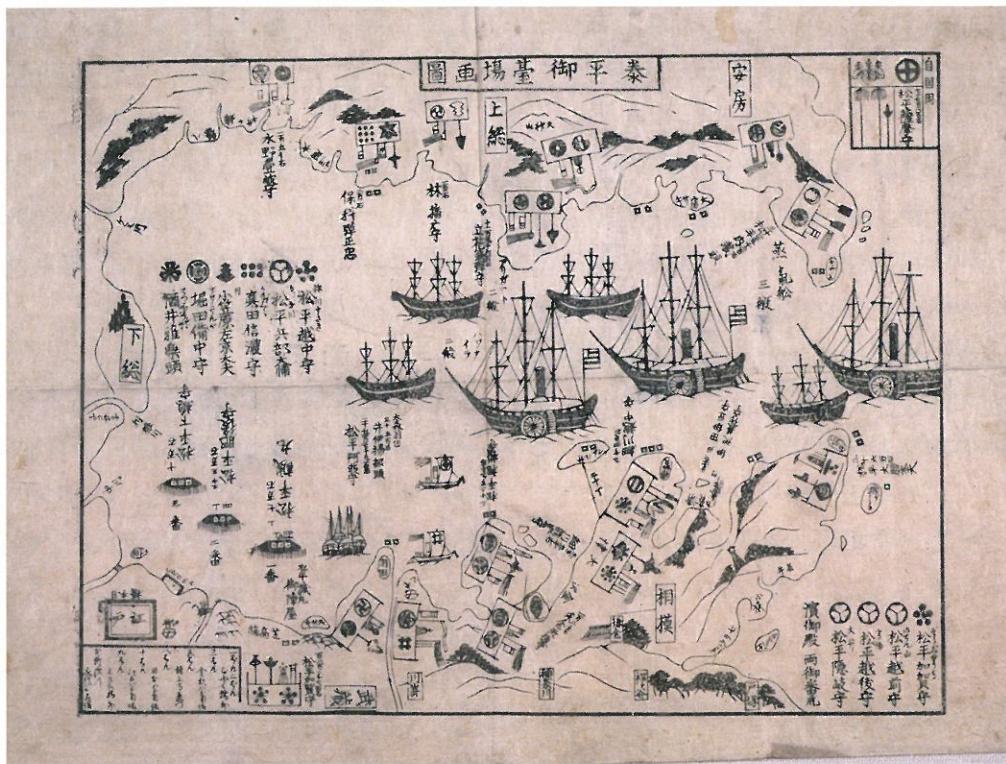


博物館だより

第81号



泰平御台場画図 当館蔵

ペリー来航と川越藩の対応

上記の資料は、嘉永7年（1854・安政元年）ころの江戸湾を警備する諸大名と、アメリカのペリー率いる蒸気船3艘を始めとする艦隊が描かれた「泰平御台場画図」（当館蔵）です。

図の左下角が江戸で、上が房総半島、下が三浦半島で、江戸湾には異国船が7艘浮かび、その周辺には警備する大名の名前や家紋などが描かれています。

その左下側に、一番から三番までの品川台場が描かれ、一番台場「松平誠丸」（川越藩）・二番「松平肥後守」（会津藩）・三番「松平下総守」（忍藩）とあり、当時川越藩が一番台場を警備したことがわかります。

この前年の6月3日、相模國浦賀沖にペリー艦隊が現れたことはよく知られています。しかし、三浦半島に川越藩の領地があり、その東半分を川越藩が警備していたことはあまり知られていません。当時、川越藩・彦根藩・会津藩・忍藩の4藩が、三浦半島・房総半島など江戸湾の海防を担っていました。

翌年にペリー艦隊の再来する事態を重く見た幕府は、江戸湾の警備を高めるため、品川沖に人工島である台場を建設して砲台の設置を決めました。急ぎ一番から三番までの台場が建設され、それまで大津村（現横須賀市）に陣屋を置き、三浦半島を警備していた川越藩は、一番台場への警備替えを命じされました。

それにともない、三浦半島には、鳥取藩（池田家・松平相模守）・熊本藩（細川家）・長州藩（毛利家・松平大膳大夫）、房総半島は柳川藩（立花家）・岡山藩（池田家・松平内蔵頭）などの大名が江戸湾を警備しました。江戸周辺も増上寺の金沢藩（前田家・松平加賀守）を筆頭に、多くの諸大名が警備しました。

このような瓦版は数種類も作成されたことから、いかに多くの人がこの情報を求めていたかがえます。また、一枚の資料から、ペリー来航の対応に追われる、幕府や川越藩などの諸藩の混乱ぶりが明らかとなります。

(学芸担当：宮原一郎)

しんがしがわしゅううん ばんせんでいり 新河岸川舟運と番船出入 一川越五河岸船問屋と川越町人との争い

はじめに 一番船出入とは

安永5年（1776）、新河岸川における五つの河岸場の船問屋と、その最大の取引先である川越城下の町人と争論「番船出入」が決着しました。番船とは、江戸から川越方面へ荷物を運ぶときに、船を選ばずそこにある船に荷物を載せるという船の積み方を示した言葉です^{*1}。その反対に、船選び荷物を載せる方法は順船と言いました。江戸での荷物の揚げ下ろしに関わるのが積問屋です。新河岸川の船問屋と荷主の川越町人の争いに、江戸の積問屋も加わり、荷物の積み方をめぐり争われたのがこの番船出入です^{*2}。

ここでは、安永3年～5年にかけて行われた、船問屋・川越町人・積問屋の3者をめぐる争論から、当時の新河岸川舟運の実態や特徴について迫ります^{*3}。この一件について、すでに川越市史やその周辺の自治体史で取り上げられていますが、その説明はあまり十分でないため、少し冗長的になりますが、細かく説明したいと思います。

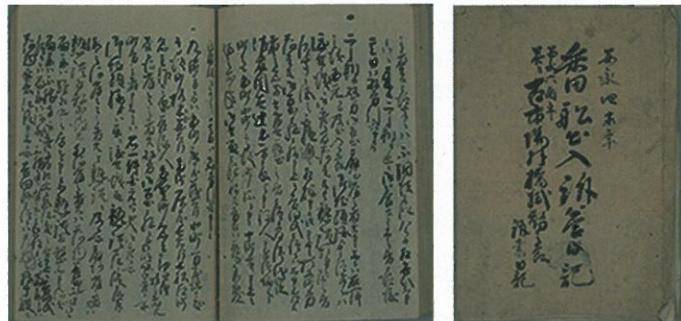


写真1 番船出入訴答日記 安永4年(1775) 遠藤房雄氏蔵

1 船問屋と積問屋

新河岸川の船問屋は、自前で船を持ったり、また船をもつ船頭を雇い、それぞれの河岸場から荷物を運びました。今回の争論では、のちに川越五河岸（扇河岸・上新河岸・下新河岸・牛子河岸・寺尾河岸）と呼ばれる、新河岸川上流の5つの河岸場の船問屋が対象となっています。

新河岸川から荒川、そして隅田川から江戸へと荷物を運ぶときに、その荷物の積み下し場であったのが、江戸日本橋周辺の小網町や箱崎町（現在東京都中央区）周辺にある奥川船積問屋でした。この問屋は、関東を中心とした川船の積荷を扱い、嘉永4年（1851）に

は36人の同業者仲間がいました^{*4}。ここでは積問屋と称します。

積問屋は船を持たない問屋で、江戸から荷物を運ぶ場合は、船問屋の船を使いました。そのため、江戸から川越方面へ荷物を運ぶときには、船問屋が持つ船に載せました。このとき、今まで船を選んで荷物を積み運んでいた（順船）のを、船を選ばず空き船にどんどん積み込む方式（番船）に、変更したことが争論に至るきっかけでした。新河岸川の船問屋と江戸の積問屋が、川越町人の不安をよそに、番船を強行したのは、安永3年9月のことでした。

2 川越藩での吟味

安永3年（1774）8月に、翌月からの川越五河岸の船問屋による番船へ変更との通達をうけて、主要な荷主である川越町人たちは、番船では船の善し悪しがわからないので、以前通りに順船で行うよう船問屋にお願いしました。

しかし、五河岸の船問屋たちは番船以外は認めなかつたため、以前から搬入をしている浅草三好町川越屋儀右衛門の船を使って、入間川沿いの河岸場の蔵根河岸（現市内古谷上）、新河岸川の古市場河岸（現市内古市場）から荷物を運ばざるを得ませんでした。

ついに川越町人が新河岸川の船問屋を川越藩の代官所へ訴えたのは、翌安永4年7月のことでした。これは、訴えた側・訴えられた側ともに川越藩領であったため、吟味する場所は川越藩となります。もしそれぞの領主が異なる場合は、江戸の奉行所や評定所で行われました。

そして、同年8月6日には、川越町人より訴えられた三河岸（上新河岸・下新河岸・扇河岸）と牛子河岸の者が川越藩の代官所へ出頭しました。川越五河岸の一つ寺尾河岸は川越町人から名指しこそはされませんでしたが、「内々ハ上下新河岸一体」として、訴訟に参加しておりました。

この五つの河岸場のうち扇河岸だけは、「両新かし」とわかつて、むしろ川越町人に同調する独自の行動をとりました。それは、番船でなく以前通りの順船で荷物を運ぶことでした。以後、この五河岸から扇河岸を引いたものを、四河岸と称します。

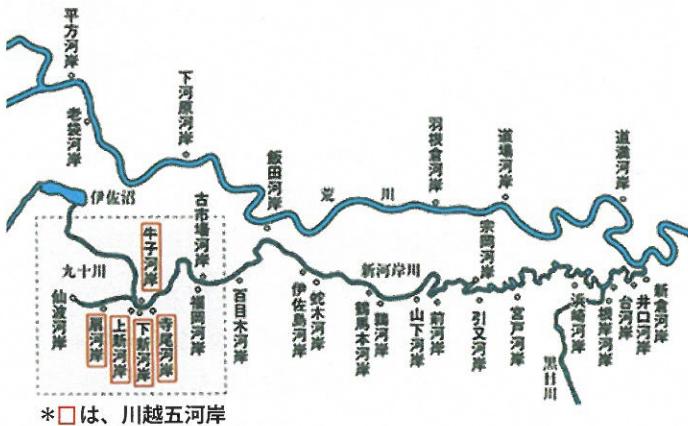


図1 新河岸川・荒川の河岸場図

この四河岸は番船の有効性を切々と説明します。例えば、以前の順船は、100個の荷物があるときに5艘の船があれば、20個ずつ5艘にわけてまだ船に荷物が載せられるために、場合によっては8~9日も出発まで待つことがある。しかし番船であれば、1艘の船にいっぶいになるまで積み込むため、早く江戸を出る事が可能だと説きます。

なぜ、四河岸は番船を望むのでしょうか。それは、今まで通りでは収入に「殊之外甲乙」があり、稼ぐ者はますます稼ぎ、そうでない者はますます衰微するためと主張します。荷物の輸送は、船問屋と町人が個々に取り決めて行われるものだったのが、船問屋全体(ここでは川越五河岸)として統一して事に対応するものと、その変化がうかがえます。

この主張にどの程度の信ぴょう性があるのか疑問です。しかし、川越町人と船問屋が争っている間は、たとえ川越町人が荷物を別の河岸場へ出したとしても、船問屋は構わないと不退転の覚悟を示しており、彼等がいかに番船を重要視していたか明白です。

この後、8月中は何度か吟味が行われましたが、9月10日川越藩はある結論を出します。「番船一件之義双方とも御下ヶ…此上河岸之間屋共・町方商人共互ニ渡世之義ニ御座候間、随分落合熟談可仕」と、この争論は渡世向きのことなので双方でうまく示談せよと、川越藩は直接的な判断を避けて、双方に示談を命じて、訴えを取り下げさせるというものでした⁵。

その後、扱人の岸村清兵衛・牛子村治右衛門が仲介に入り、船問屋と川越町人が相談するものの、船問屋が番船に固執したため、解決まで至りませんでした。

扇河岸の船問屋だけでは、川越町人の荷物の輸送に応えることは難しく、浅草や神田の船宿(例えば浅草三好町川越屋儀右衛門など)を通して江戸の荷物を川

越に運んだようです。そのため、江戸の積問屋近江屋久右衛門を仲介することなく荷物が運ばれました。すると、近江屋久右衛門は、新河岸川の船問屋と近江屋で約束した番船が守られていないとして町奉行所へ訴えました。

ここまで、単に新河岸川の船問屋と川越町人だけの争いでした。しかし、さらに江戸の積問屋も加わり三つどもえとなり、そして訴訟の場が江戸へ移ることで、この番船出入も新たな展開を迎えます。

3 江戸町奉行所における吟味

安永3年(1774)の時点で、川越五河岸の船問屋と江戸箱崎町の積問屋で、江戸から川越への輸送を番船方式にする約束が取り交わされました。にもかかわらず、安永4年の10月より、五河岸のうち扇河岸が「我儘」な荷積み(順船)を開始したことが、積問屋が訴訟を起こしたきっかけでした。

その後、同年11月晦日に積問屋の近江屋久右衛門は、扇河岸の不法を町奉行所へ訴えることを伝えに五河岸の河岸場へ現れました。これは、番船を順船にした荷積みの方法だけでなく、近江屋久右衛門を通さずに江戸から川越へ運ぶ「抜荷」が横行したこと、出訴の要因の一つでした。

ついに、近江屋久右衛門は同年12月1日に、江戸町奉行所(北町奉行所)へ訴状を提出します。その訴状の裏には、安永5年正月25日に江戸の幕府評定所へ出頭するよう記されていました。訴えられた川越五河岸が訴状を見たのは、安永5年正月7日になってからでした。

五河岸の船問屋のうち、不法な積み方をして取り決めを破っているのは扇河岸だけだったため、残りの四河岸は一致して訴状に対する返答書を作成しました。この返答書には、同じ船問屋仲間ということで扇河岸とともに訴えられたことは「迷惑」で、速やかに帰村をお願いする内容を記しました。

四河岸は、正月25日の評定所での吟味の前に、23日には返答書の下書きを持参し、江戸に到着した届け(「着届」)を提出しに、町奉行所へ行きました。翌日は、町奉行の曲淵甲斐守景漸から「少々御吟味」があり、取り決めを守っている四河岸を江戸へ呼び出したことを「不調法」として、訴訟方(原告)の江戸積問屋久右衛門を叱責しています(町奉行所での吟味については表1参照)。

そして、遂に安永5年(1776)正月25日に評定所で審理が始まります。この一件は、訴訟方は江戸町人、相手方(被告)は川越藩領の船問屋と、訴答(原告と被告の両者)の支配する管轄が異なるため、評定所で吟味が開始されました。しかし、その後は町奉行所で吟味が行われています。本来は評定所で行われる吟味が、なぜ町奉行所で行われたのかわかりませんが、江戸の商取引の慣行をめぐる訴訟であったため、町奉行所が適切と判断されたものと考えられます。

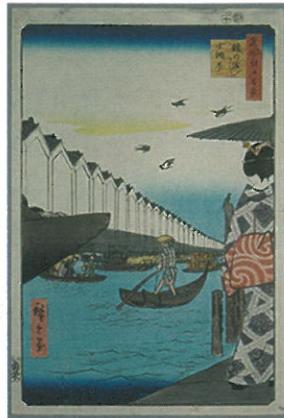


写真2
名所江戸百景
鎧の渡し小網町
安政4年(1857)
足立区立郷土博物館蔵
江戸の積問屋の蔵が描かれています

27日からは再び町奉行所での吟味です。担当は町奉行吟味方与力の吉田忠蔵です。奉行本人が直接する吟味は最初と最後の形式的なものだけで、実際は評定所留役や吟味方与力などの下級役人が詳細に審理するのが、江戸時代の裁判の特徴でした。

扇河岸の者を吟味した吉田は、以前川越藩での吟味は示談を命じただけと聞き、本当に川越藩の役所ではそんなことを言ったのかと、「甚以難_心得_」と驚き、川越藩の役人の名前を報告せよと激怒しました。

扇河岸は、荷主である川越町人が困っているので、仕方なく取り決めを破ったと主張しますが、吉田は全くその主張を認めません。逆に、四河岸が船問屋の収入をならすために番船を取り決めたとする主張には、「至極尤」と吉田は好意的です。

その後、2月9日の吟味では、荷主の川越町人を代表して本町麻屋茂右衛門以下6名が町奉行所に出頭しました。吉田は川越町人へ、なぜ番船では不勝手なのかと尋ねます。川越町人は番船だと荷物が延着するからと返答します。吉田は、順船だと数10艘に散らして載せるところ、番船は一番船で1艘に載せるので、むしろ早く着くのではと、川越町人の主張に疑問を呈しています。しかし、川越町人に相談もなく五河岸が番船にしたことは「不届」と理解を示しました。このように、吟味方与力吉田は番船を支持する立場でした。

数回の吟味ののち、一か月近く吟味は行われませんでした。やっと再開した3月13日、吉田は病気のため中島嘉右衛門が吟味を行いました。すると、中島は番船を止めれば「三方共宜敷」と言い、①訴訟方の江戸積問屋、②相手方の五河岸船問屋、③荷主の川越町人の三者にとって最良の判断は番船を廃止すると、吉田の示したものとは異なる判断を示しました。

しかし、3月19日吉田が復帰すると、「箱崎・私共方之筋合宜」と、積問屋・船問屋寄りの番船を認める判断へ逆戻りします。一度は番船の廃止へと傾いたものがまたぶり返したためか、扇河岸・川越の町人達は反発します。しかし、吉田から厳しく御叱を受けるだけでした。

吟味の後、積問屋と船問屋を残し、吉田は以下のように語りました。「兎角十分之勝ハ宜無之候、四分ハ相手江理を付、六分之理を執而勝と可仕」と、完全な勝利というものは(裁判に)ない、4割は相手の主張を入れ6割の勝ちとせよというものです。ただ、行くも戻るも荷主が主体なので、よく相談して内済するよう、吉田は重ねて指示しました。

4月4日になると、町奉行曲淵が吟味に出てきました。曲淵は番船は「新法」と、今までにない先例として、認めない判断を示しました。また、番船でないと船問屋の稼ぎを平均化できないとする四河岸の主張も認められず、吉田の支持で有利な形勢にあった番船は、奉行自らがそれを却下しました。

こうなると、吟味方与力の吉田も町奉行曲淵の判断に逆らえるはずがありません。同月7日の吟味では、町奉行の判断は「御裁許」(判決)と変わらないとして、双方に内済を求めました。

結局、荷主の川越町人が、江戸から川越への荷物には全て積問屋近江屋久右衛門の印鑑をつけ、船問屋へは銭3文を新たに支払うという条件で、この一件は内済しました。

また、江戸から川越へ送る荷物には荷物1つにつき銭3文が集められました。その管理は、上・下新河岸に置かれた会所で、荷物の送り状のチェックと銭3文が支払われました。こうして集められた金銭は、会所の運営費を引き、毎月五河岸の船問屋へ渡されました。しかし、扇河岸は番船の取り決めを破った罰として、13年間はその割合金を受け取らないことと取り決めました。以後、川越五河岸は運賃を同一化するなど、一つの船問屋組合としての活動をはじめます。

おわりに

番船出入をていねいに追い掛けてきましたが、この結果、それまで河岸場の船問屋が個々に行ってきただ営業が、五河岸船問屋組合として大きな運営母体となり、荷物を輸送するように変化したと言えます。後には、運賃を協同で制定したり、川越の町方との争論に対峙するなど、この組合が成立するきっかけとなったのがこの番船出入だったと言えます^{*6}。

最後に、この裁判の勝者はいったい誰だったのでしょうか。この一件だけでは何とも判断しにくいものです。しかし、六分で勝ちとせよと言った江戸町奉行吟味方与力吉田の言葉のように、互いに理非を痛み分けるという姿勢が、江戸時代の道理であったことは間違いないようです。

(学芸担当 宮原一郎)

註：*1 史料では「番船」「番舟」など併記があるが、ここでは「番船」と統一した。

*2 「安永四末年 番船出入訴答日記 安永六酉年 幷ニ古市場村橋掛替之節訴書日記」(遠藤家文書No.11)以下、断りのない限りこの史料から引用する。なお、この史料は斎藤貞夫氏により翻刻されている(同氏『武州新河岸川舟運関係文書』、1968年)。同系統の史料として、「安永四末年 番船出入一件控 上」(東京大学法学部法制史資料室蔵、埼玉県立文書館CH本にて確認)は、天保10年(1839)11月写とあり。

*3 番船出入について、『川越市史 第三巻近世編』(川越市役所、1983年)、『上福岡市史 通史編上巻』(上福岡市、2000年)を参照。

*4 『大日本近世史料 諸問屋再興調 五』288頁(東京大学出版会、1963年)。

*5 このような川越藩の対応は、のちに江戸の町奉行所の担当役人が激怒するほど酷なものであった。

*6 嘉永元年(1848)の川越町人が江戸積問屋の株を購入する動きについて、『博物館だより』第69号(2013年)などで紹介した。

表1 安永5年(1776) 江戸町奉行所での番船出入経過表

月 日	内 容
正月24日	評定所での吟味の前に、町奉行所で曲淵より少々の吟味を受ける。
正月25日	評定所で吟味が始まり、担当奉行の町奉行曲淵から、江戸の積問屋・扇河岸・四河岸のそれぞれを吟味する。曲淵は、「取極証文」通りにせよと命じる。
正月27日	江戸町奉行の吟味方与力吉田忠蔵が町奉行所で吟味する。扇河岸の主張について、以前の取り決めを破っているとして、吉田は全く認めない。また、以前川越藩ではこの一件の吟味があったが、当事者同士での解決を命じられたと、扇河岸が説明した。吉田は「甚以難心得」と、その川越藩役人の名前の報告を命じた。船問屋の利益を均等にするために番船方式に変更したとの四河岸の主張に、吉田は「至極尤」と好意的に捉える。
2月1日	扇河岸は、川越藩の吟味では解決が示されなかつたため、五河岸の取り決めを破つたと主張する。また、扇河岸は荷主である川越町人の出頭も願う。四河岸側は特に吟味なし。
2月9日	川越町より本町麻屋茂右衛門他5名が出頭する。吉田より川越町の荷主たちへ、なぜ番船は不勝手なのか尋ねられ、番船は荷物の届きが遅いと川越の荷主達は返答する。吉田は、今まで荷物を数十艘に散らしていたのを、むしろ番船の方が一番船に積み入れるので早いのではと言う。また、川越の町人たちより、荷主へ相談もなく番船に決めたことを「不届」と船問屋たちを非難する。吉田は、「尤之事」と船問屋たちへ「不行届」と断じる。それに対して船問屋たちは、その点はお詫び申し上げると返答する。
2月10日	扇河岸が取り決めを破つた点を吉田は全く認めない。また、扇河岸と川越の町人は審理の延期を申し出るが、吉田はそれも認めない。
2月12日	扇河岸から以前江戸の近江屋から送られた「古き証文」を提出する。また、川越の町人は数十か条の追加の訴状を提出するが、吉田は双方とも認めない。以後1か月ほど審理は行われず。
3月13日	吉田が病気のため、担当が同じ吟味方与力の中島嘉右衛門へ変更する。中島は、番船を止めれば、①積問屋②船問屋③川越町人の三者にとって一番良いと、荷主の川越町人へ理解を示す。その後、三者での相談が命じられ、箱崎町名主も庄蔵(近江屋久右衛門代理人)へ番船を止めるよう説得するが、庄蔵は納得しない。
3月19日	病気の吉田が復帰し、「箱崎・私共方之筋合意」と積問屋と船問屋の主張を認め、以前の通り番船を認めるよう川越町人と扇河岸へ命じる。積問屋と扇河岸へ帳面を持参するよう命じる。
3月20日	積問屋の帳簿を吟味した吉田は、川越町人が多くの荷物を近江屋へ出している(番船で運んでいる)ので、番船になつても困らないのではと言う。また、扇河岸の帳簿から、川越の町人の荷物だけを扱っているわけではないと、扇河岸の主張を認めない。吟味が終了すると、吉田は積問屋と船問屋の者を残して、「六分」の勝ちで示談するよう命じた。
4月4日	町奉行の曲淵が直接吟味を行い、番船は「新法」(先例がないこと)として認められないと命じる。また、扇河岸が取り決めを破つたことは「不埒」と断罪する。四河岸による番船でなければ船問屋の収入を平均化できないとの訴えは「難申立」と、曲淵はその主張を認めなかった。
4月7日	吉田は「御利解」(高圧的な勧告)を示し、「御裁許とても別に相替」ならないと、4日に町奉行曲淵が示した判断は「裁許」(判決)と変わらないと告げ、その線での内済を命じる。將軍による日光社参があるため、5月7日まで帰村を命じる。
5月9日	四河岸は船問屋の稼ぎが均一でなく運上を支払えないとのみ主張するが、川越町人はその補填として毎年銭120貫文(およそ金22両・荷物1つにつき銭3文)を船問屋へ支払いたいと訴えているので、吉田はその内容での内済を命じる。
5月17日	町奉行所の腰懸(待合室)で双方が内済する。仮の済口証文を取り交わす。

註：註2の史料より作成。

教育普及事業のご紹介

博物館では学芸員が企画運営する企画展をはじめ、地域の皆さんにご満足いただける事業を行うことが求められています。このことは博物館のみの力では実現できません。逆に地域の皆さんの方をお借りしながら、より満足度を高める事業を計画しなければならないでしょう。

今回はそんな地域の皆さんの活躍が見られる取り組みについて紹介します。

<ジュニアボランティアの活躍!>

当館では小学校5年生から高校3年生までを対象としたジュニアボランティアが、年間を通して子ども体験教室で活躍しています。

現在16人が登録してくれていますが、体験教室の常連さんが学習者のリーダーとしてステップアップしたり、自分の将来を見据えてボランティアの経験を積む機会となったりしています。

今年は原始・古代の「火起こし体験」の手伝いから参加し、実際に運営に加わってもらいました。自分達で役割分担を考え、積極的に声をかけ、時に励まし時に手伝い、体験者と一緒にになって達成を喜んでいました。地域を学び地域で育つ素晴らしい光景です。この経験が生涯にわたって学び続ける契機になることを願ってやみません。

当館としましても助けてもらうだけでなく、今後ともしっかりと学びをバックアップしていきます。



<ワークショップ>

「体験！蔵造りを支えてきた職人の技」

今年の4月29日（土）に、博物館前のエントランスコートで大工体験・左官体験・鍛冶体験・木挽き体験を実施しました。

中でも子どもたちに人気だったのは、ジャングルジムを組み立てる大工体験。登りながら夢中で組み立てていました。木挽き体験では、親子やカップルが息の合ったコンビネーションを発揮し、太い丸太を切る姿が印象的でした。

指導してくださったNPO法人川越蔵の会の皆様のおかげで、老若男女を問わず安全に楽しく蔵造り建物の技術を体験できる、有意義なイベントとなりました。



Information

平成 29 年度の博物館行事です（12 月まで）

展覧会・講座・教室 etc

- …一般向け事業 開催日・講 座 名
- …子ども向け事業 内 容・申込開始日

	7月15日(土)～ 第26回収蔵品展 絵図・地図で読み解く川越					
8月	○2日(水)夏休み特別企画 親子で歩く川越城					
	●6日(日)古文書講座 初級編③	○9日(水)夏休み特別企画 ミニ灯籠を作ろう	○10日(木)夏休み特別企画 ミニ灯籠を作ろう	○24日(木)夏休み特別企画 スピンドルを作って糸紡ぎをしよう		
				○19日(土)夏休み特別企画 親子で木をつかって遊ぼう		
9月	～3日(日)	9日(土)～24日(日) 平成29年度新作名刀展				
	●2日(土)大人体験教室 友禅染め	●10日(日)古文書講座 中級編①	●17日(日)古文書講座 中級編②	●24日(日)古文書講座 中級編③	○30日(土)親子参加編 親子で香りを聞く－香道体験－	
10月	14日(土)～ 家康没後400年記念特別展 徳川家康と天海大僧正－家康の神格化と天海－					
	●21日(土)講演会 特別展示作品解説	○28日(土)子ども体験教室 和楽器体験－琴・三味線に挑戦－	●22日(日)博物館歴史講座 家康と天海	●29日(日)博物館歴史講座 家康と喜多院		
11月	家康没後400年記念特別展 徳川家康と天海大僧正－家康の神格化と天海－					
	●3日(金・文化の日)民俗芸能実演 「南田島の足踊り」申込不要	○18日(土)子ども体験教室 花を遊ぶ－いけ花体験－	●21日(火)野外博物館教室 家康・天海ゆかりの寺社巡り①	●4日(土)・12日(日)博物館歴史講座 家康と天海	●19日(日)講演会 家康の神格化と天海	●29日(水)野外博物館教室 家康・天海ゆかりの寺社巡り②
12月	～3日(日)	○9日(土)子ども体験教室 お正月飾りを作ろう				

平成28年度 利用状況

博物館・川越城本丸御殿・川越市蔵造り資料館

平成28年度中には、博物館・川越城本丸御殿・川越市蔵造り資料館とも、多くの皆様に御来館いただきました。誠にありがとうございました。今後も、より多くの方に御満足いただけるよう、常設展示・企画展示の充実を図っていきたいと考えています。

皆様の御来館を心よりお待ちしています。

施設区分	28年度入館者数				1日平均入館者数	開館日数
	一般	大学生・高校生	中学生以下	合計		
博物館	56,807	3,541	36,168	96,516	327	295
川越城本丸御殿	133,197	7,149	29,460	169,806	566	300
川越市蔵造り資料館	97,155	4,308	19,992	121,455	458	265

第26回収蔵品展「絵図・地図で読み解く川越」

会期 平成29年7月15日(土)～9月3日(日)

川越の歩みを、江戸時代の絵図や明治以降の地図などから明らかにします。

なお、関連事業として、伊能図の原寸大複製パネルを川越城本丸御殿で展示します(～8月15日(火)まで)。



大正14年(1925) 西武鉄道線路図 当館蔵

家康没後400年記念特別展

徳川家康と天海大僧正一家康の神格化と天海

会期 10月14日(土)～12月3日(日)

今年(2017)は、家康の遺骸を久能山から日光山に移す途中喜多院に留まり、天海が法要を営んでから400年という節目の年にあたります。これを記念し、家康と天海に焦点をあてた特別展を開催し、江戸初期の川越が江戸と深く結びついていたことをみていきます。

◆主な展示資料



木造天海僧正坐像

木造天海僧正坐像(初公開) 喜多院蔵、埼玉県指定文化財

紙本着色職人尽絵 喜多院蔵、重要文化財

木造獅子・狛犬(初公開、特別出品) 仙波東照宮蔵、川越市指定文化財

東照社縁起 真名本・仮名本(当館初公開) 日光東照宮蔵、重要文化財

利用の御案内

◆入館料

区分	博物館	川越城 本丸御殿	川越市 蔵造り 資料館	共通入館(観覧)券		
				・博物館 ・美術館	・博物館 ・本丸御殿 ・美術館	・博物館 ・本丸御殿 ・美術館 ・まつり会館
一般	200円 (160円)	100円 (80円)	休館中	300円	370円	600円
大学生 高校生	100円 (80円)	50円 (40円)	休館中	150円	180円	400円

※()内料金は、団体(20名以上、1名につき)の場合

◆開館時間 午前9時から午後5時まで(ただし入館は午後4時30分まで)

◆休館日 月曜日(休日の場合は翌日の火曜日)

第4金曜日(休日を除く) 年末年始(12月29日～1月3日)

館内消毒(6月下旬) 特別整理期間(12月下旬)

*開館時間・休館日は、博物館・川越城本丸御殿とも原則として同じ

(館内消毒・特別整理期間は博物館のみ休館)

*蔵造り資料館は、耐震化事業のため平成29年7月1日から平成31年3月(予定)まで休館いたします。

◆ガイド ○博物館 平日(開館日) 午前11時・午後2時

土・日・祝日 午前11時・午後1時・午後2時・午後3時

※予定を変更させていただく場合もありますので、ガイドを御希望の方は、博物館までお問い合わせください。

○川越城本丸御殿 每月第2・第3日曜日 午前11時・午後2時 ※事前の申し込みはいりません。当日直接おこしください。

◆機織り実演・体験(協力:博物館同好会)

○博物館 每週火・水曜日 午後1時～3時 華の会(裂き織り)

毎週木・土・日曜日 午前10時～午後3時(12時～1時はお休み) 川越唐糸手織りの会

※予定を変更させていただく場合もありますので、御希望の方は博物館までお問い合わせください。



○印は、2館休館
(博物館・本丸御殿)

博物館の最新情報をパソコンは携帯電話へ配信します

メール配信を希望される方は、川越市ホームページのオンライン「メール配信サービス」から「博物館メール配信」の登録を行ってください。携帯電話では、右のQRコードから登録の手続きができます。毎月20日に最新の情報を配信します。

※登録料および情報提供料は無料ですが、インターネット接続
やメールの受信等にかかる費用は利用者の負担となります。



発行日◆平成29年8月1日 発行◆川越市立博物館

TEL 049-222-5399 FAX 049-222-5396

Eメール hakubutsukan@city.kawagoe.saitama.jp ホームページ <http://museum.city.kawagoe.saitama.jp/>